

【施策番号224】

ウ 法務省において、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を啓発活動の年間強調事項の1つとして掲げ、人権週間（12月4日から同月10日）を始め、1年を通して、全国各地で、講演会の開催、啓発冊子の配布などの啓発活動を実施している。

【施策番号225】

エ 厚生労働省において、児童虐待について各界各層の幅広い国民の理解を深め、社会的関心を喚起するため、11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、集中的な広報啓発活動を実施している。平成24年度は、「気づくのは あなたと地域の 心の目」を月間標語として決定し、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」を北海道札幌市で開催(11月24日)、広報啓発ポスター・リー

フレットの作成・配布、政府広報を活用した、各種媒体（インターネットテレビ、ラジオ、新聞など）による広報啓発などを行い、関係省庁や地方公共団体、関係団体などと連携した集中的な広報啓発活動を実施している。

(10) 犯罪被害者の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施

【施策番号226】

ア 内閣府における啓発事業の実施状況については、P3コラム1「犯罪被害者週間の実施」、P17コラム4「地方公共団体の取組（性犯罪被害支援者のための連携強化事業）」参照

【施策番号227】

イ 地方公共団体に対して、地方公共団体職員を対象とする研修会の場などを通じ、犯罪被害者等の参加・協力を得て、犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう要請している（第1章P5、P89【施策番号209】参照）。

(11) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

【施策番号228】

ア P89【施策番号210】参照

【施策番号229】

イ P89【施策番号210】参照

【施策番号230】

ウ 警察庁において、広報啓発用の冊子「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者等支援施策の掲載（URL：<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>）等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理解増進に努めている。

児童虐待防止推進月間



提供：厚生労働省

警察による犯罪被害者支援



提供：警察庁

(12) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進

【施策番号231】

ア 警察において、交通事故の被害者等の実態や惨状などに関する国民の理解増進のため、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子などの作成・配布や、交通安全の集いなどにおける交通事故被害者等の講演を実施している。平成24年中は、手記を取りまとめた冊子などを約494万部作成するとともに、講演会などを471回実施した。

【施策番号232】

イ また、都道府県公安委員会による運転者等に対する各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記などを活用するほか、交通事故被害者等の講話を取り入れるなどにより、交通事故被害者等の声を反映した講習を実施している。

(13) 国民の理解の増進を図るための情報提供の実施

【施策番号233】

P89【施策番号210】参照

(14) 調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民理解の増進

【施策番号234】

内閣府において、犯罪被害者等に関して実施した調査研究について、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載している（平成24年度中に掲載したものとしては、「諸外国における犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等に関する調査」（P36【施策番号13】参照，<http://www8.cao.go.jp/hanzai/kohyo/report/h23-3/index.html>），「性犯罪被害者ワンストップ支援センターの開設・運営の手引(仮称)」作成のための聞き取り調査」（P45【施策番号50】参照，<http://www8.cao.go.jp/hanzai/kohyo/report/h23-2/pdf/kikitori.pdf>）がある。）ほか、地方公共団体職員を対象とする研修会において、犯罪被害者等への理解を深めるよう、当該調査結果を活用した啓発を行っている。

(15) 学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の促進

【施策番号235】

ア P75【施策番号167】参照

【施策番号236】

イ P47【施策番号63】参照

【施策番号237】

ウ 文部科学省において、虐待を含む事件・事故に遭遇した子どもの心のケアに関して、教職員の資質向上を図るためのシンポジウムを実施した。また、児童虐待に関して「養護教諭のための児童虐待対応の手引」を作成し、全国の教育機関へ配布している。本手引書の活用により、養護教諭をはじめ教職員が児童虐待に対する知見を深め、児童虐待の早期発見、早期対応が可能となる

ことが望まれる。

(16) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護

【施策番号238】

P51【施策番号74】参照

**(17) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に
配慮した地域における犯罪発生状況等の情
報提供の実施**

【施策番号239】

都道府県警察において、ホームページを開設し、犯罪発生 の 情勢や不審者に係る情報などの防犯情報を掲載するとともに、ホームページの防犯情報コーナーへのアクセスが容易となるよう、トップページに明示的にリンクを掲げるなど、工夫を行っている。また、防犯対策に係る冊子やチラシ、防犯対策に係るビデオをホームページに掲載している。

ホームページ以外での情報提供については、都道府県警察において、携帯電話やパソコンのメール機能を活用して、あらかじめ登録した住民に犯罪発生 の 状況や不審者（声かけ）情報などの身近な情報を発信する取組が行われている。さらに、地元テレビやラジオを通じて、定期的に情報を提供する体制を構築したり、新聞の折込みチラシなどを活用した情報提供を行っている。

なお、これらの犯罪発生情報などを提供す

るに当たっては、犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮している。

**(18) 交通事故の実態及びその悲惨さについて
の理解の増進に資するデータの公表**

【施策番号240】

警察において、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進のため、事故類型や年齢層別など交通事故に関する様々なデータを刊行物や警察庁ホームページ（<http://www.npa.go.jp/koutsuu/index.htm>）などで公表し、その実態などについての周知を図っている。

(19) 交通事故被害者に関する統計の周知

【施策番号241】

内閣府において、交通安全白書に、「厚生統計の死者」として交通事故発生後1年以内の死者数、法令違反別死亡事故発生件数、状態別交通事故死者数、年齢層別交通事故死者数を掲載しているほか、交通の指導取締りの状況、交通事故事件捜査体制の強化についても記述している。

また犯罪被害者白書でも、「厚生統計の死者数」を第2次基本計画の初年度である平成23年から掲載し、交通事故被害者に関する統計の充実を図っている。